

竹町自治会 令和2年度臨時総会

令和2年12月12日（土）午後7時半～

場所 竹町公民館

【総会次第】

1. 開会
2. 自治会長あいさつ
3. 議長選出
4. 総会成立条件の確認
5. 書記指名
6. 議事録署名人指名【2名】
7. 議事

第1号議案 自治会会計年度の変更について

★総会成立条件の再確認

第2号議案 公共施設積立金について

その他

8. 議長解任
9. 閉会

第 1 号議案 自治会会計年度の変更について

9 月の墓地移転の説明会の後に、皆さんに報告させていただきましたように竹町自治会は平成 26 年に公民館建設に向け地縁団体を立ち上げた時点で法人となり、その後に開始した太陽光発電は収益事業と見なされ法人税及び市・県民税の納税義務が生じることとなりました。

納税に当たりましては会計年度に従い申告を行う事になります。ところが現自治会規約第 44 条に「本会の会計年度は、毎年 4/1 に始まり翌年 3/31 に終わる」とあり、これでは年度内に会計が閉められず、年度内に会計担当者が納税も出来ません。法人税を旧役員が役員期間中に申告、納税出来る様に会計年度を「3 月 1 日に始まり 2 月末日に終わる」に変更します。

(本件は税務署、市、県税務課は了解済みです。また、3 月中に費用が発生した場合には旧役員で費用処理を行い、伝票類は次年度会計簿に引き継ぐ事とします。)

第 2 号議案 公共施設積立金について

公共施設積立金は現在 984 万円有ります。皆さんに 1000 円/月を 20 年に渡り積み立てていただきました。

皆さんがどんな目的意識を持って積み立てていただいたのかは、やはり多少考えの違いがあったのではなかろうかと推察されます。現自治会 6 役で「当初の目的」についてそれぞれの思いを確認したところ「**近い将来に公民館を立て直さなければ**」ということが一番大きな目的であったということに集約されました。その大きな目標が達成された今、これだけの沢山のお金を自治会に置いておく必要があるのか？

自治会から他所に転出された方、一人暮らしの方が亡くなられて住民がおられなくなったお宅に対して公共施設積立金を返金するのだろうか？という事が懸案事項として残っていたように記憶しております。現自治会運用規定では「時の自治会判断」という解釈になり、総会で議論することなく現在に至っています。事実、過去 4 会員に返金、1 会員には未返金となっています。また、今年も既に 2 会員のお宅が検討すべき対象になっております。金額的にも少なくない為、現自治会では「時の自治会判断では整合性がつかないのでは？」という結論に至りました。

以上 2 つの事から、この先 20 年を考えて公民館を主とするその他の公共施設の修理、修繕に必要と思われる 300 万円を残し、残額を積み立てていただいた皆さ

んに積立額に応じて返金することを提案します。ただし、修繕等に使用し 200 万円を切れば 300 万円になるまで以前と同じように 1000 円/月をお願いしたいと思います。

なお、この提案が可決されましたら公共施設積立金という名称を改め、公共施設準備金とし、今後町内から転出されても一人暮らしの方がお亡くなりになられても公共施設準備金の返金はしません。

【可決に伴う竹町自治会運用規定の変更】

第 2 条の 2- (3)

〈現状〉 (3) 大型設備導入や突発的事案等に備えて公共施設積立金を設ける。公共施設積立金は各戸から 11000 円/年徴収し、自治会全体の積立総額が 1 千万円を越えれば、一時徴収を中断し、積立総額が 800 万円未満となった翌年度から徴収を再開する。

〈変更後〉 (3) 大型設備導入や突発的事案等に備えて公共施設準備金を設ける。公共施設準備金は各戸から 11000 円/年徴収し、自治会全体の準備金総額が 300 万円を越えれば、一時徴収を中断し、準備金総額が 200 万円未満となった翌年度から徴収を再開する。

第 2 条の 2- (4)

〈現状〉 (4) 新規加入者については、入会時に 50000 円を納入するものとする。但し、公共施設積立金に対しては応分の負担(役員会で決定)をするものとする。この納入金は、公共施設積立金会計に納入する。納入は役員会の承諾を得た場合分割納付も可能とする

〈変更後〉 (4) 新規加入者については、入会時に 50000 円を納入するものとする。

第 2 条の 2- (5)

〈現状〉 (5) 神社費及び体育費については、別途必要経費(役員会で決定)を徴収する。

〈変更後〉 (5) は削除する。

第 10 条(公共施設積立金の運用)

〈変更後〉 10 条の条文にある公共施設積立金の名称を全て公共施設準備金に差し替える

以上

竹町自治会臨時総会（書面議決方式）議事録

- 1 日 時 令和2年12月12日（土）
- 2 場 所 竹町公民館
- 3 組合員定数 自治会規約本則 136名
自治会規約運用規定 45名
- 4 書面表決書提出者数 自治会規約本則 136名
自治会規約運用規定 45名
- 5 議決事項
第1号議案 自治会規約（本則） 第7章第44条 会計年度について
第2号議案 自治会規約（運用規定）第2条、第10条の改定について
- 6 議事の概要及びその結果
 - (1) 定足数の確認・総会設立
自治会規約本則 136名／136名中
自治会規約運用規定 44名／45名中（1名棄権）
の提出があったため、総会は自治会規約所定数を満たしたので有効に成立した。
 - (2) 議事録署名人の選出 船橋勘一郎氏 ・ 大森正敏氏
 - (3) 第1号議案 自治会規約（本則） 第7章第44条 会計年度について
・改定案
「第44条 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。」
・議決結果 賛成136票で可決された。
 - (4) 第2号議案 自治会規約（運用規定）第2条、第10条の改定について
・第2条 改定案
「大型設備導入や突発的事案等に備えて公共施設準備金を設ける。公共施設準備金は各戸から11,000円／年徴収し、自治会全体の準備金総額が300万円を越えれば、一時徴収を中断し、積立総額が200万円未満となった翌年度から徴収を再開する。」
・第10条改定案
「公共施設積立金」を「公共施設準備金」に改定
・議決結果 賛成42票 反対2票 をもって可決された。

この議事録（書面議決）は、事実と相違ないことを確認します。

令和2年12月12日

議事録署名人

船橋勘一郎



議事録署名人

大森 正敏

